

2015年 事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
行政書士・特定社会保険労務士 村尾 義顕
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～
■ 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
■ 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
■ 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発

平成27年9月1日号

マイナンバー制度への対応(2)

「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性」「行政の効率化」を目的として、平成28年1月1日から、マイナンバーの利用が開始されます。各企業は、規模の大小に関わらず雇用保険の資格取得や喪失、源泉徴収票や法定調書の提出にあたりマイナンバーを記載しなければなりません。各個人には10月から順次「通知カード」が住民票住所に世帯ごと郵送されますので、全従業員、役員（派遣社員除く）からマイナンバーを取得する準備が必要になります。以下に、文書案内例を記載しますのでご参考にしてください。

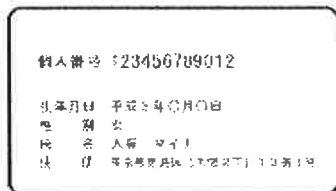
☆☆☆ ☆ ☆☆☆ ☆ ☆☆☆ ☆ ☆☆☆

マイナンバーに関するお知らせ

今年10月より、皆様のマイナンバーが通知されます。住民票登録がされている住所に簡易書留で「通知カード」が郵送され、来年1月から、税・社会保障分野での手続きで利用が始まります。

つきましては、皆様やご家族の方のマイナンバーを取得する必要がありますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いたします。

1 通知カードは世帯単位でおくられてきます。ご家族の方の分も送られてきますので、しっかりと受け取り、捨てたり、なくしたりしないよう大切に保管してください。



通知カード（イメージ）

2 通知カードは、住民票が登録されている住所に届きます。自分の住民票がどこに登録されているのかをご確認ください。

3 通知カード郵送の際には、個人番号カードの交付申請書が同封されています。個人番号カードとは、マイナンバーが記載された顔写真入りのICカードです。交付申請書に顔写真を添付し、返信すると28年1月以降、市区町村の窓口で個人番号カードが交付されます。初回交付の手数料は無料で、今後、身分証明書として様々な場面で活用されることとなりますので、できればこの機会に個人番号カードの申請を行っておくことをお勧めします。

マイナンバーとは？

国内に住民票を有する国民一人一人に通知される12桁の番号のことで、税分野・社会保障分野・災害対策分野に利用されるものです。マイナンバーは行政の手続きを効率化し、国民の利便性を高め公平、かつ公正な社会を実現する社会基盤となるものです。 以上

☆☆☆ ☆ ☆☆☆ ☆ ☆☆☆ ☆ ☆☆☆

番号収集についての文書は、後日ご案内いたします。また、番号収集には従業員の本人確認が必要ですが、すでに在籍者で本人に間違いのない場合でも「対面」による方法以外（メール、郵送）で番号を受取る場合は、運転免許証、パスポート等写真付本人確認資料の写しをもらうことが必要です。

（コールセンター：0570-20-0178）

※ マイナンバーによる情報の取扱については、各企業において厳しい保管管理が求められることとなりますが、番号の本人確認後、社労士、税理士に各人の番号を委託提供した段階で手元書類を破棄すれば、保管管理等の責任はなくなります。ちなみに当事務所では、全国社会保険労務士会連合会の「SRP個人情報保護認証」認証番号090754を標記タイトルの通り取得していますのでご安心ください。

厚生年金保険料率改定

厚生年金保険料率は毎年9月分（10月支払いの給与）から改定されます。また、今年の算定基礎届により決定された社会保険料額も、9月分から適用（10月支払いの給与）から控除となります。当事務所手続代行会員の皆様には9月中旬に社会保険算定基礎届結果通知書と共に個人別保険料一覧表を送付いたしますのでご確認下さい。